善行褒賞に関する達

昭和 42 年 3 月 8 日 陸上自衛隊達第 32—15 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号 平成 12 年 3 月 27 日達第 122—157 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号 平成 26 年 3 月 25 日達第 122—262 号 平成 27 年 10 月 1 日達第 122—272 号

善行褒賞に関する達(昭和28年保安隊達第40号)の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

善行褒賞に関する達

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊に勤務する隊員に善行(職務に基づかない道徳上の模範的行為)があった場合、当該隊員を褒賞し、その行為を顕彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(善行褒賞権者)

- **第2条** 善行褒賞権者(以下「褒賞権者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 駐屯地又は分屯地に所在する部隊等に所属する隊員にあっては、当該 駐屯地司令又は分屯地司令。ただし、市ヶ谷駐屯地に所在する部隊等に 所属する隊員にあっては、当該部隊等の長
 - (2) 陸上幕僚監部に所属する隊員にあっては、陸上幕僚長
 - (3) 駐屯地又は分屯地以外に所在する部隊等に所属する隊員にあっては、 当該部隊等の長
- 2 臨時勤務又は入校等(以下「入校等」という。)中の隊員が次条に定める 基準に該当し、褒賞を必要と認める場合には、入校等先の部隊等の褒賞権者 (以下「入校等先褒賞権者」という。)は、その旨当該隊員の褒賞権者(以 下「本属褒賞権者」という。)に通知するものとする。この場合、入校等の 期間その他を勘案し入校等先において褒賞するのを適当とするときは、入校 等先褒賞権者は本属褒賞権者と協議の上、自ら褒賞を行うことができる。 (褒賞の基準)
- 第3条 褒賞は、次の各号に該当する場合に行う。
 - (1) 人命救助をした場合
 - (2) 消火作業をした場合
 - (3) 犯人逮捕に協力した場合
 - (4) 社会事業に寄与した場合(慈善行為を含む。)
 - (5) その他善行があった場合

(褒賞の手続)

第4条 部隊等の長(陸上幕僚監部にあっては部長、監察官、法務官及び警務 管理官をいう。以下同じ。)は、勤務する隊員が前条に定める各号の一に該 当すると認められる場合は、次に掲げる事項を順序を経て褒賞権者に上申又は通知するものとする。

- (1) 隊員の所属、階級、氏名及び認識番号
- (2) 善行の動機及び内容
- (3) 部内外に与えた影響
- (4) 隊員の平素の勤務状況及び履歴の概要
- (5) その他参考となる事項

(褒賞の実施)

- **第5条** 褒賞は、部隊等の集合する機会を利用し、又は褒賞を受ける隊員の所属する部隊等の長の立会いの下に褒賞状を授与して顕彰するものとする。
- 2 前項の褒賞状の様式は、別紙の例による。

(褒賞の告知)

第6条 褒賞権者は、褒賞を実施した場合には、褒賞を実施した隊員の善行を 会報等をもって、速やかに告知するものとする。

附則

この達は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号抄)

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。 附 則 (平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—157 号)
- 1 この達は、平成12年3月28日から施行する。
- 2 この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第4条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第5条及び第7条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第6条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第8条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則 (平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—262 号)

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 (平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 122-272 号)

この達は、平成27年10月1日から施行する。

別紙

第

吾 行 뮹

行褒賞状

第〇〇〇隊第〇中隊

二等陸曹 山川 太郎

身をていして急流に入り貴重な生命を救帰宅の途上○○川に転落した小児を発見右は平成○○○年○月○日○○○ごろ

った

この行為は真に模範たる善行と認められ

平成○○○年○月○日

陸将補 大山 下谷

一 紙質は、上質のものを用い、B―4整理番号は発行順に番号をつける。

注

判とし適宜縁飾りをつけることができ

శ్రీ